

# 農地保有に係る課税の強化・軽減について

---

平成 2 7 年 1 2 月

農林水産省

- 1 農地中間管理機構を活用した「担い手への農地利用の集積・集約化」と、「耕作放棄地の発生防止・解消」は、農業の成長産業化を図る上で極めて重要な課題。
- 2 一昨年、昨年の税制改正においても、このための農地税制の見直しを要望したが、最終的に調整がつかず、与党の税制大綱(平成25年12月12日及び26年12月30日)では「農地保有に係る課税の強化・軽減等の方策について、総合的に検討する」とされたところ。
- 3 農地中間管理機構の初年度(平成26年度)の評価とそれを踏まえた改善策の一環として、本年6月16日の規制改革会議第3次答申及び6月30日の「日本再興戦略」改訂2015において、「農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、本年度に政府全体で検討し、可能な限り早期に結論を得る」こととされた。
- 4 これらを踏まえ、農林水産省では、
  - (1) 農地所有者が遊休農地を放置した場合の税負担を強化するとともに、
  - (2) 農地所有者が農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合に税負担を軽減すること  
を要望したところ。
- 5 最終的に、与党税制調査会での審議の結果、以下の結論とされたところ。



## 農地保有に係る課税の強化・軽減

利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地の保有に係る課税の強化・軽減について、次のとおりとする。

### 1. 農地保有に係る課税の強化

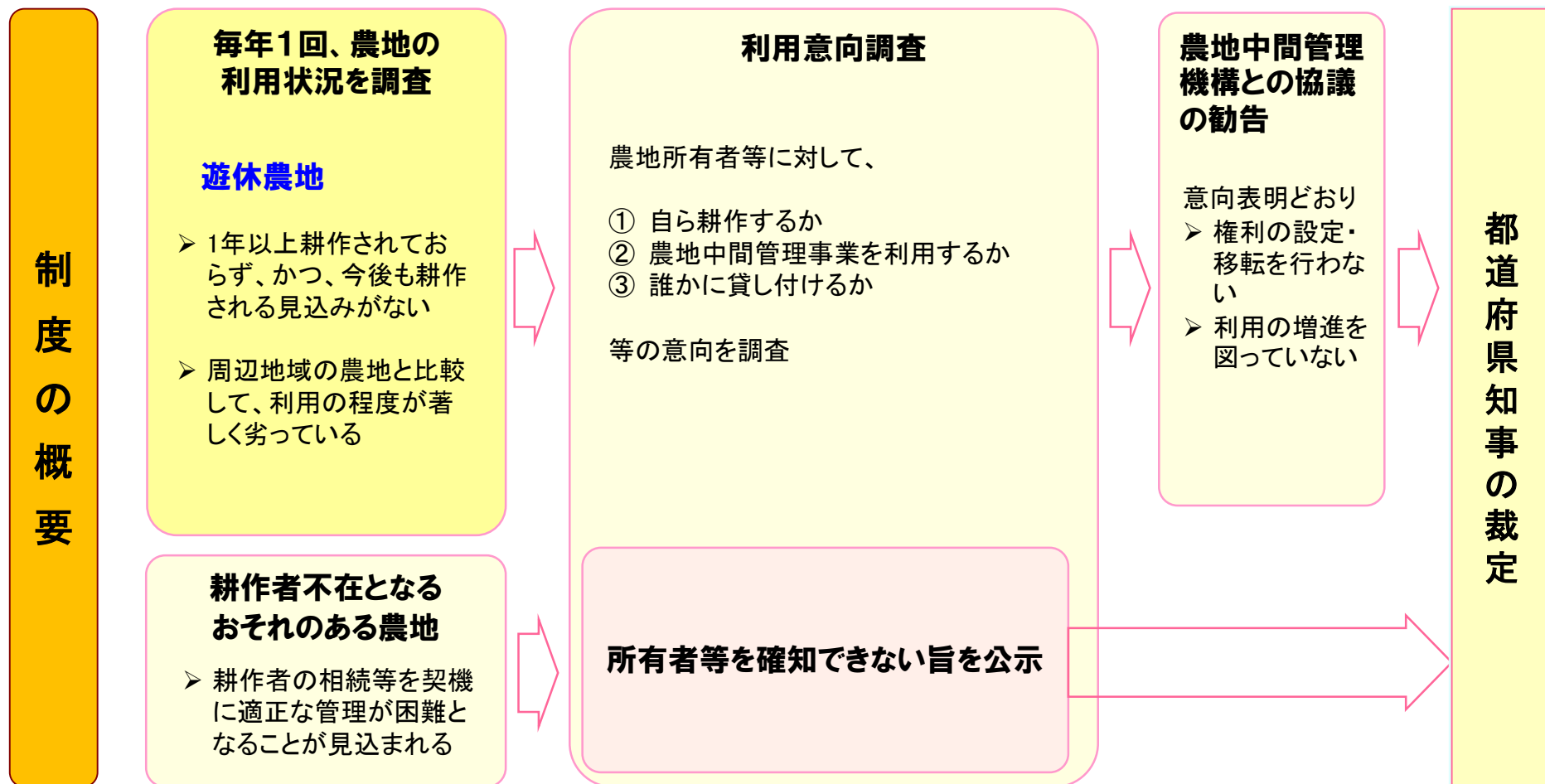
農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている割合(平成27年度の評価替えにおいて0.55)を乘じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置を講ずる。

### 2. 農地保有に係る課税の軽減

所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く。)に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1(賃借権等の設定期間が15年以上である農地については最初の5年間価格の2分の1)とする措置を2年間に限り講ずる。

# (参考1) 農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。



### 3. 農業分野

#### (3) 具体的な規制改革項目

##### ① 農地中間管理機構の機能強化

エ 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等及び転用利益の地域の農業への還元【aは平成27年度検討、可能な限り早期に結論を得る。b①は平成27年度検討、b②は平成28年度早期論点整理】

農地所有者の農地中間管理機構への農地貸付けについては、これまでに農地集積協力金等、相当のインセンティブを用意しているにもかかわらず農地の集積・集約化が円滑に進んでいない。農地中間管理機構の体制・執行状況の改善が急務であるが、一方で、農地の保有コストが低いことから、農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がないにもかかわらず、農地を保有し続けることを可能としていることやそれによる転用期待が遊休農地の発生を助長し、農地流動化の促進を阻害しているとの指摘がある。

したがって、

a 農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、又、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有にかかる課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。

# (参考3) 「日本再興戦略」改訂2015 ー未来への投資・生産性革命ー (平成27年6月30日 閣議決定)

## 第二 3つのアクションプラン

### 二. 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

#### i) 生産現場の強化

#### ② 農地中間管理機構の機能強化

#### エ) 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等

農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、本年度に政府全体で検討し可能な限り早期に結論を得る。